慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	会社、同社そして社中
Sub Title	
Author	佐志, 傳(Sashi, Tsutae)
Publisher	慶應義塾福澤研究センター
Publication year	1984
Jtitle	近代日本研究 Vol.1, (1984.) ,p.33- 70
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-19840000-0033

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

会社、同社そして社中

佐志傳
（福澤研究センター所員）

福澤の学塾

福澤諭吉がみずから経営する学塾に格別名前をつけなかったのは、それなりの理由があったのであろうか。ふるく築地鉄砲洲の中津藩中屋敷に学塾のあったころは、邸内では単に「蘭学所」とよばれていたようで、文久三年（一八六三）ごろからは「蘭学塾」ではなく「英学塾」に変身していたはずであるが、その後も邸内では依然として「蘭学所」とよばれていた。しかし世間一般では、他の学塾がそうであるように経営者の名を冠して「福澤塾」とよばれていたらしい（『慶應義塾百年史』上巻一七ページ、なお『慶應義塾百年史』は、以後単に『百年史』と略称する）。塾名などにはこだわらない、無頓着だった福澤の性格がここにも出ているようだが、これは福澤の鷹揚さがそうさせたのではなくて、そうせざるをえない理由が別にあったからであろう。それを示すもっとも適切な証拠として、現存最古の福澤書簡と思われる安政五年（一八五八）江戸出府直後、すなわち福澤が家塾を開いた直後の書簡に、「私も何れ三、四年は滞遊仕候様可相成」（『福澤諭吉全集』別巻一五ページ、なお、同全集は、以後単に『全集』と略称する）とある文言をあげることができる。この文面で見る限りでは、福澤は江戸で数年間オランダ語を教え、任終えたらまた郷里に帰り、中津藩士としての勤めを果たす、ぐらいの見通ししか持っていなかった

と言わざるをえないであろう。ところが、その福澤が開設当初の受け身の姿勢を脱し本腰をいれて積極的な学塾経営に乗りだすようになったのは、かれの三度におよぶ外遊経験、とりわけほぼ一年間にわたって諸国を経巡った文久二年（一八六二）のヨーロッパ巡歴の貴重な体験が、かれを将来その事業に全力を投入させる切っ掛けとなったとみてよいであろう。

このヨーロッパ巡歴において福澤は、きわめて深刻なショックをうけたが、しかし前途に小さな光明を見出して帰国した。ところが帰国してみると、わずか一年しか経っていないのに日本の政情は出発前の状況と全くさまがわりして攘夷運動の真っ盛りであって、福澤がイギリスに滞在中、中津藩の有力者島津祐太郎に送った書簡（文久二年四月十一日付、『全集』一七巻七ページ）にみられるように、中津藩に洋学所や医学所を設立させるために、ヨーロッパで多くの英書や蘭書を購入して帰国した福澤としては、たしかにかなりのカルチュア・ショックをうけたけれども、それにも増して大きな使命感に燃えていくつかの具体的な計画案を持っていたはずであるから、中津藩内外の情勢の変化は、まさに予想外のことであったろう。しかし、この逆境がむしろ弾みとなって福澤は大いに奮起し、中津藩がやらなければ自分が独力でそれをやりとげてみせると、それまで片手間に行っていた（事実、安政五年一〇月に開塾してから文久二年一二月にヨーロッパから帰国するまでの四年余りの間、一年半ちかく福澤は外遊していて日本にはおらず、当然その間の蘭学教育は、門弟中の上級生に任せきりになっていたはずである）洋学教育を、本格的に遂行して行くのだと決意したに違いない。

その現われの第一として、福澤は元治元年（一八六四）三月江戸を出発して六年振りに帰郷し母親に外遊の報告をすると同時に、中津藩士の子弟で家事に係累のない若者を六名、かなりの強引さで、養子の口を口実になかばかどわかすように江戸につれ帰った。それが小幡篤次郎・仁（甚）三郎兄弟や浜野定四郎ら六名の子弟であり、

かれら六名のものが家塾になじんできて、素行の面でもまた学力の上でも、他の塾生の模範となるようになってくれれば、福澤塾は乱暴者の集りとの悪評を払拭できると福澤は目論んだものであろう。その後、右の三名はいずれも福澤にもっとも信頼される協力者となるのであるが、明治維新という政変のさなか、すべての塾生は武士であったため、血の気の多い若者は、多くは国許に帰り国事に奔走していたから、自然福澤塾は無人となり、結局、乱暴者が退塾してしまったので、おのずと塾風も刷新されて、小幡らのグループが、塾生の中核となる結果になった。

また第二の現われとして、新たに「姓名録」という一冊子を設けて、入門者の氏名や藩名を書き留めるようにしたことである。これは明らかに福澤の学塾経営に対する前向きの姿勢を示すものであって、三、四年もすればやめて帰国するという開設当初の曖昧な気持など、全く影をひそめている。しかも新設された「姓名録」は文久三年（一八六三）から書き込まれているが、実際は翌元治元年（一八六四）に設けられたものであることがわかっている。それは文久三年から元治元年六月、先の中津藩子弟六名までの入門者二八名が、同一筆跡になっていることから推定されるのであるが、やはり右の六名の入門が福澤にとって一つの大きな転機になっていることは確かである。福澤がそのように学塾の経営に踏み切ったその切っ掛けは、自分が進言した中津藩の洋学所・医学所の建設計画が無視されて、実現は全く期待できなくなったからであると慶大教授河北展生氏は指摘している（『草創期の慶應義塾と中津藩士の入門』昭和五四年、慶應義塾大学刊）。その理由として㈠文久の改革の結果、参勤交代制度が緩和され、それに伴って江戸藩邸の人員が極端に減少したこと。㈡中津藩主が京都警護の役を拝命したこと。㈢中津藩内に起った所謂「亥年の建白事件」の三箇条をあげておられる。確かに、これらの理由により福澤はいよいよ腰を据えて学塾の経営に乗り出したのであるが、いくら優秀な門下生を集め塾舎を拡大しても、ただちに塾

風が一変するわけのものではない。機の熟するのを福澤はじっと待っていた。その機とは、言うまでもなく封建体制の瓦解という社会組織の大転換期の到来である。福澤は中津藩士であると同時に幕臣でもあり、また小幡篤次郎・仁三郎兄弟もそれぞれ慶応二年一二月から（と言うと福澤の門下に入り初めて英語を学んでからわずか二年半で）幕府の洋学所である開成所英学教授手伝出役（兄）・同手伝竝出役（弟）に任じ、早くも英語を教えて手当を与えられていた（『全集』二一巻二九〇ページ）。それらの身分に付随する経済的・社会的恩典をすべて放棄し、幕府や中津藩からの給与や施設貸与の特権をすべて辞退し、独立の一個人として本格的学塾の経営に踏み切ったのである。封建制の桎梏から離脱して近代教育を開始するということは、なまなかな決意で行えることではない。それには信頼すべき協力者の存在が不可欠であろう。その協力者とは共通の目的を持った仲間、すなわち同志であった。

同志意識

蘭学所とか福澤塾と一般によばれていた時代に、福澤とその門下生との間に仲間意識がめばえていたことを物語るエピソードは数多く残っている。それは師匠と門弟、あるいは同じ目的を持つことで結ばれた同志というよりはむしろ、同じ血を分けた骨肉の兄弟のような、損得抜きの感情で結ばれた間柄であったようである。たとえば、最初の福澤塾の入門生で、したがって初代の塾長とみなされる岡本節蔵（のち古川節蔵・正雄）は、福澤の処女出版となるはずであったわが国最初の統計書『万国政表』を、自分の名前で出版することを許され、さらに福澤の推輓で古川という旗本の家の養子となって幕府海軍に所属し、戊辰戦争では福澤の忠告をふりきって榎本軍に加担したため政府軍の捕虜となったが、留守宅に残された妻子には罪はないと、福澤はその衣食の面倒をみてやるという具合に、福澤と岡本との関係は単なる教師と生徒あるいは師匠と弟子といった縦の関係ではない、あ

くまでも同等同位の位置にあり、年齢的にみても、福澤と初期門下生との年齢差はあまり大きくないから、両者の関係は兄弟か学生社会の先輩後輩の間柄に近いものであったろう。『慶應義塾五十年史』や『福澤諭吉傳』をひもとけば、それに類するエピソードは枚挙に遑がないほどである。要するに福澤塾の生活は『福翁自伝』の中で最も生彩を放っている福澤の青春時代、緒方洪庵の適塾での生活を彷彿とさせるような、書生の寄宿生活の延長だったのである。

かどわかし同然に江戸へつれ出してきた中津藩子弟の養育費を稼ぐため、福澤は英字新聞を翻訳してそれを諸藩に売りつけたり、幕臣の子弟を英国に留学させると幕府が発表すると、自分の子供はまだ年少で留学の時期でないため、中津出身の若者、和田慎次郎を自分の弟に仕立て、氏名も福澤英之助と変えさせて留学のチャンスを作ってやる等、通常の師弟の感覚では理解の域をこえた、肩のいれ様である。

このような師弟の一体感というか連帯感がうまれたのは、単に福澤の年齢の若さとか情愛の深さだけで説明できるものではない。そこには師弟の間に一種の運命共同体の意識が存在したからであって、その運命とは、攘夷運動が激しく行なわれている時期に、文字通り生命をかけて洋学を講究しているという悲壮な使命感であったに違いない。このような同志意識の裏付けがあって初めて、福澤塾は明治維新を迎えてみごとな脱皮がとげられたものと思う。

その同志意識をめばえさせる動機とみなしてよい出来事が幕末に起っている。それは幕末福澤の洋学仲間の神田孝平が本郷の露天商人から買求めた一冊の写本、すなわち『蘭学事始』の発見である。神田の購入した本は福澤の言うように著者杉田玄白の親筆ではなかったが、それはともかく、この『蘭学事始』のターフェルアナトミア翻訳事業の困難さを叙述せる部分にくると、福澤は親友の箕作秋坪と対座して「右の一段に至れば共に感涙に

嚔びて無言に終るの常なりき」（「蘭学事始再版の序」『全集』一九巻七六九ページ）という状態であったという。このような感激ぶりは、自分自身の経験、すなわち適塾時代の数年間は枕に頭をのせて寝ることがなかったと言うような猛勉強をした体験を持っているからこそ、先人の千辛万苦が十二分に理解でき、また、辞書もない時代にいきなり翻訳を始めたその苦労と、現在自分たち洋学者のおかれている厳しい状況とを対比して、万感まさに胸にせまるものがあったのであろう。このような洋学の歴史を堙滅させるにしのびないと、福澤はこれを出版することを玄白の子孫杉田廉卿にすすめ、その費用は福澤が負担して明治二年に出版された。この『蘭学事始』は日本における蘭学の発祥とその系譜を、杉田玄白が非常にわかり易い和文であらわしたもので、大変感動的な内容である。福澤が特に興味を持ったのは、右の翻訳の苦労話だけではなく、下巻に記述された蘭学者の系譜であって、前野良沢・杉田玄白らの興した蘭学は大槻玄沢によって一層緻密に集約され、以下宇田川玄真、坪井信道を経て、適塾の師緒方洪庵につらなるという学統にいたく感激したものと思われる。自分もその蘭学の正統なる継承者であるとの自覚が、「我国文運の命脈甚だ覚束なし」との危機感にみまわれ、このような情勢だからこそかえって「東洋の一国たる大日本の百数十年前、学者社会には既に西洋文明の胚胎するものあり、今日の進歩偶然に非ずとの事実を、世界萬国の人に示すに足る可し」として、杉田廉卿にそれの出版を申出たものであった。幕末のある一日、友人の神田に示された一冊の写本が、その後の福澤の行き方を決めた、と言っても過言ではないと思う。

会社と同社

さきにしるしたように、福澤塾の「姓名録」は元治元年（一八六四）に設けられ、記録はそれより一年遡った文久三年（一八六三）春から書き留められているが、この第一冊目の「姓名録」は美濃判大の白紙無罫の用紙を一三

七丁袋綴にしたものなので、慶應義塾では通常これを「無罫紙本」とよんでいる。これには文久三年春に入門した小林小太郎を筆頭に、慶応四年（一八六八）四月入門の伊藤八十郎まで二七二名の氏名がしるされているが、この入門者の記載を仔細に調べてみると、年月日の下に書かれている用語はすべて「入門」あるいは「入塾」であって、「入社」と記したものは一人もいない。入門は福澤の名声をしたってその学統に入り門弟となることを言い、入塾とはさらに寄宿舎に入ることを意味している。したがって、入門はしたが、入塾せず福澤塾に通学するものもいるわけである。ただしその逆は絶対にありえない。

ところが慶応四年四月、福澤はその住居と学塾を築地鉄砲洲（中津藩中屋敷）から芝新銭座に移転させて、これを機に学塾の抜本的な大改革に着手した。このことはすでにしばしばふれているように、福澤の経営する学塾を何者にもとらわれず、拘束されない独立の学塾とすると共に、経営の主体を福澤個人から福澤と志を同じくする者全体に拡大したことであり、同時にこのとき初めて、仮に時の年号をとって「慶應義塾」と名付けたのである。またこの際、「姓名録」もあらたまり、第一冊目は未だ余白が六七丁も残っているのにこれへの記入を中止し、新たに半紙判の「姓名録」を設け、木版に記載の様式を定めてこれを印刷に付し、その用紙の袋綴の柱の部分には「姓名録　福澤氏」の文字を彫りおこしている。記載項目は本人姓名にはじまり、生国・住所・主人ノ姓名・父或ハ兄弟ノ姓名・年齢とあって、次に「社中ニ入タル月日」とあり、最後に「入塾証人ノ姓名印」がある。この罫紙本の「姓名録　第一」から、日時の項目には「入社」と印刷されており、入門・入塾の用語は消えている。そして「入塾」の場合のみ証人を必要としていた。

この第二冊目の「姓名録　第一」の特色は、右の記載様式に基づいた罫紙に、改めて無罫紙本に記載されている入門・入塾者の氏名等を転写し、題箋にわざわざ「第一」とことわって、以後これに続くものが現われること

を予測かつ期待し、さらにその姓名録の巻頭に、初めて「定」という規則を、黒痕あざやかに書きしるしていることである。

定

一　会社に入る者は其式として金壱両可相納事

一　入塾之節は塾僕江金弐朱可遣事

一　外宿之社中は毎月金弐朱宛可相納事

一　入塾之証人は本人在塾中其一身之事故悉く可引受事

慶應義塾会社

この「定」において初めて「会社に入る者」すなわち「入社」という規定がみられ、これが「入門」と同じ意味にとられていることがわかり、「社中」という新しい用語や、「慶應義塾会社」という当時はもとより、今日でもあまり使われない、なじみのうすい用語が出てくるのが注目される。慶應義塾とか会社とかいう新しい用語は、慶応四年四月に芝新銭座に塾舎が移転すると同時に発表された、「慶應義塾之記」に使われた用語であることはよく知られている。

「慶應義塾之記」は福澤と志を同じくするものたちが、封建の束縛から自立し、洋学講究の組織をつくり、教育の場を公開して、近代的な学校づくりの開始を宣言した、いわば「慶應義塾の独立宣言」である。その冒頭の部分は特に有名なので引用してみよう。さきに引用した「姓名録　第一」にある「定」の意味も、これで理解されるであろう。

今爰ニ会社ヲ立テ義塾ヲ創メ同志諸子相共ニ講究切磋シ以テ洋学ニ従事スルヤ事本ト私ニアラズ広ク之ヲ世ニ公ニシ士民ヲ問ハズ苟モ志アルモノヲシテ来学セシメンヲ欲スルナリ

この引用文で注意しなければならないのは「会社」と「義塾」という言葉である。この二つについて初めて注目し、かつ明快な解釈を与えたのは慶大名誉教授中山一義氏である（『芝新銭座慶應義塾之記』に関する若干の考証㈠、『史学』四〇―一、昭和四二年七月）。中山氏によると、江戸時代に社を結んで学問を研究し、学校を立てて子弟を教育することは伊藤仁斎の同志会や、渡辺崋山の尚歯会などあり、教育機関としては各地の郷学などがそうであるが、福澤とその同志の念頭にあったのは「福澤が『西洋事情』に紹介している英国に行われている社中組織であることに間違いない」という。『西洋事情』には、英国の教育制度は他国に比べ見劣りするのに学問の程度が高いのは、人々が政府の力に頼らず民間の力で会社などを起して学校を立て子弟の教育を行っているからであると書かれている。このような認識がもとになって、「慶應義塾之記」冒頭の「会社ヲ立テ」という文言が、何らの説明や解説もなくいきなり使用されたものだと中山氏は説明している。たしかに「会社」という用語は『大言海』をみると「明治以後ノ造語ナリ」とあって、漢籍では唯一の例があるだけで、この用語はむしろ外国語の翻訳語であるようである。そういう一般知識人にもなじんでいない用語を、さりげなく使っているところは、指摘の通り、『西洋事情』での説明（それも多少くどいほど、例えば「備考」の商人会社、病院、貧院に出てきたり、またアメリカやイギリスの政治の項目にも学校設立につき会社とか社中という用語が使用されている）を下敷にしていると断定してもよいであろう。しかも自分が紹介した、新しい概念の下にてつくられた用語を、ズバリと使用するというのは、この言葉がわが国の通用語として定着するであろうとの期待を持っていたからであろう。この「会社」を文中の用語をもって説明すれば、「人トシテ学バザル可ラサル」「天真ノ学」と言うべき洋学を講究するという、共通の目的で結成された組織のことを言い、その組織体が経営する学塾が「慶應義塾会社」なのであった。「姓名録　第一」にみられたこの「慶應義塾会社」という表現は、実はこのケース以外にそれが使用された例をみない。そし

て「慶應義塾会社」という熟字は、何らかの理由で流布しなくなり、代って「慶應義塾同社」という用語が、その後一、二年間しばしば使われるようになる。「慶應義塾同社」の使用例でもっとも早いのは、やはり『芝新銭坐慶應義塾之記』なのである。これは「慶應義塾之記」に「規則」（生活上の規則）「食堂規則」「入社規則」を加え、さらに「日課」（課業表、すなわち時間割）に義塾邸内の配置図をつけ、最後に慶応四年七月に起草された「中元祝酒之記」を合せて一冊とした小冊子である。そして問題の「慶應義塾同社」は、「入社規則」と「日課」の間に入っており、

慶應四年戊辰四月　　慶應義塾同社

とある。また「中元祝酒之記」には最後に

慶應四年戊辰七月　　慶應義塾同社誌

とある。要するに従来正式の名称のなかった学塾に初めて慶應義塾と名乗ったその宣言文のなかに、単に「会社」という用語はいくつかみられるが「慶應義塾会社」という表現はなく、かえって「慶應義塾同社」という使用例が二箇所もあるわけで、「慶應義塾会社」という用語は「姓名録　第一」にしか使われていないということである。そして右の「慶應義塾之記」や「規則」等でしばしば使われているのは、「社中」という用語である。これは後に改めてふれることにする。

「同社」は諸橋轍次著『大漢和辞典』には漢語としては掲出されていない。小学館の『日本国語大辞典』には掲出され、神社・会社・仲間と同じものという意味と、前に述べたそれらを指す場合とがあるとあって、使用例として文明本節用集と杉田玄白の『蘭東事始』とがあげられている。『蘭東事始』とは一般に『蘭学事始』の書名で知られているものであって、この『蘭学事始』下巻で述べられている日本の蘭学発達史の内容は、うまく要約

されて「慶應義塾之記」に利用されているのである。このことを中山氏は「あたかも同じ二枚のフィルムを重ね合わすように一致している」と表現している。さきに福澤や門下生たちが洋学仲間という同志意識をもつ契機となったのは、この『蘭学事始』に接したことだと述べたが、その事は発展して「慶應義塾之記」という慶應義塾の独立宣言文を書かしめることになったと言えよう。

『蘭学事始』と『芝新銭坐慶應義塾之記』

慶應義塾の創立を語るとき、『蘭学事始』がきわめて重要な役割を果していることは、すでに述べた通りであるが、ここでは『蘭学事始』と『芝新銭坐慶應義塾之記』の内容の比較検討ではなく、使用されている用語を比べてみて、両者の関係がさらに緊密であることを明らかにしようと思う。

まず、注目すべき用語を「会社」、「同社」そして「社中」にしぼり、さらにそれらに関連する用語をも参考のため掲出してみよう。（引用文は文脈を尊重すると長文かつ繁雑になるので、それを避けて文意の疏通は割愛し、単に使用箇所のみを抽出する）

「会社」

『蘭学事始』

使用例なし

『芝新銭坐慶應義塾之記』

(1)今爰ニ会社ヲ立テ義塾ヲ創メ……「慶應義塾之記」

(2)益々其結構ヲ大ニシ益々其会社ヲ盛ニシ……同右

(3)一会社人々務テ義塾ノ学問ヲ盛ニセンヲ欲シ……「規則」
(4)一会社ニ入ル者ハ其式トシテ……「入社規則」

参考
慶應義塾会社……「姓名録　第一」（罫紙本）

この「会社」は福澤の翻訳語らしく、翻訳語に使われる漢字には、よくはわからないが、このことばには何か重要な意味があるのだ、と読者の側にも受取ってもらえる効果があり、翻訳語研究家の柳父章氏はそれを「カセット効果」（カセットとは小さな宝石箱のことで、中味は分らなくても人を惹きつける効果）と命名しているが（『翻訳語成立事情』一九八二年岩波新書）、ここで使われた「会社」はどうも福澤がそのような効果をねらって使用したもののようである。しかし結果は明白であり、この使用法は定着しなかった。

「同社」

『蘭学事始』（引用は『日本古典文学大系』95「蘭東事始」岩波書店刊による）
(1)同社の人々、翁が性急なるを時々笑ひし故……五〇〇ページ
(2)幸、同社桂川甫周君の御父甫三君は……五〇四ページ
(3)其頃、家に支れる事ありて、暫く同社嶺春泰が許に託す。……五一〇ページ
(4)これによりて、同社も交を通ぜず……五一二ページ

参考
是、或は江戸にて我社の師友もなくて……五一四ページ

ここで使われている「同社」の意味は、前野良沢邸（ここが七十余年後、慶應義塾発祥の地になることはよく知られている）に集って、オランダ語の解剖書『ターフェルアナトミア』を翻訳している同じ仲間、のちにふれる同じ「社中」のことを指していることは明白である。

『芝新銭坐慶應義塾之記』

(1)慶應四年戊辰四月　慶應義塾同社……「入社規則」のあと
(2)此際ニ当テ独我義塾同社ノ士固ク旧物ヲ守テ志素ヲ変ゼズ……「中元祝酒之記」
(3)本日遇々中元同社手カラ酒肴ヲ調理シ……同右
(4)慶應四年戊辰七月　慶應義塾同社　誌……同右

この『芝新銭坐慶應義塾之記』では、「会社」ではなくむしろ「同社」が正式名称のように使われている。特に(2)の場合などは、「我義塾会社ノ士」としたほうが、文意は通じるように思える。(3)は同人という意味であろう。このように、「同社」という用語が頻繁に使われるのは、「慶應義塾之記」の主要部分である蘭学の発達史が、『蘭学事始』の引写しのように酷似しているという事実から推察して、『蘭学事始』では全く使われていない「会社」よりも、しばしば使われる「同社」を知らず識らず使用したものであろう。中山氏は「会社」は団体、「同社」は仲間というほどの意味と説明される（前掲論文の㈡『史学』四一―二、昭和四三年九月）。たしかにもとの意味はそのようであったろうが、生きた言葉として使用されるうちに、これは混用され、結果的には「会社」の使用頻度がおちてしまったものであろう。それを証明する好個の例をあげよう。

さきに引用した「姓名録　第一」にみられる「定」は、「慶應義塾会社」が使用されている唯一の例であるが、その「定」の条文と全く同じ内容が『芝新銭坐慶應義塾之記』中の「入社規則」に掲げられており、その文末には「慶應四年戊辰四月　慶應義塾同社」としるされているのである。したがって、「会社」という翻訳語と同様、「慶應義塾会社」という用語も定着しない運命にあったとみてよいであろう。このように慶應義塾における最重要文書の中で、このような不統一がみられるということがわかってみると、明治四〇年に刊行された『慶應

義塾五十年史』（四三ページ）の左の記述が、何やら大きな意味を持っているように思える。

此中「慶應義塾の記」なる一文は、松山棟庵氏の談に依れば、小幡先生〔篤次郎〕の文案、福澤先生の加筆に依て成れるものなりと云ふ。

参考

「同社」の使用例はある一定の期間に集中して見出されるので、いささか煩雑ではあるが、『芝新銭座慶應義塾之記』以外の文献にみられるものを例記してみる。

(1) 慶應四年戊辰初秋　慶應義塾同社　記……『訓蒙窮理図解』序
(2) 慶應義塾同社　福澤諭吉纂輯……同右、巻の一、二、三（明治元年初秋）
(3) 明治元年晩冬　慶應義塾同社　誌……『洋兵明鑑』序
(4) 慶應義塾同社　福澤諭吉　小幡篤次郎　小幡甚三郎　合譯……同右、巻之一、二、三、四、五
(5) 慶應義塾同社　福澤諭吉訳述……『英国議事院談』巻之一、二（明治二年己巳仲春）
(6) 維時明治己巳春二月　慶應義塾同社　誌……『清英交際始末』序
(7) 清英交際始末　慶應義塾同社　福澤諭吉閲　松田晉斎訳……同右、巻頭
(8) 明治二年己巳八月　慶應義塾同社　誌……『明治二年八月慶應義塾新議』
(9) 慶應義塾同社……「姓名録第二」（明治二年八月以降）
(10) 明治三年庚午三月　慶應義塾同社　誌……「学校之説」文末、『全集』一九巻三八一ページ
(11) 我輩の所見の大概は前上の如し。故に今同社諸君と協力の上、前記所要の金額を醵集し……「慶應義塾維持法案」明治十三年十一月二十三日発表『全集』一九巻四〇八ページ

右にみられるように、明治元年四月、すなわち新銭座移転から同三年三月までの二年間に、およそ十個の使用例をあげることができる。このうち多くのものは福澤の著訳書に使われているケースで有り、これらは「慶應義

塾同社」と名のらなくても、単に福澤個人の名前だけで十分意味の通るケースである。ただし、(4)の『洋兵明鑑』だけは特別の事情があり、これは熊本藩の依頼に応じてギリシァ以来の著名な戦闘における用兵術を説いた兵書を、急拠小幡兄弟と手わけして翻訳して幾百部かを熊本藩に納めて代金六百円をえたもので、その資金で新銭座に二階建の塾舎一棟を増築することができて、急増する入塾生を収容したことがあった、と『福澤全集緒言』にしるしてある。この場合は明らかに『慶應義塾同社」の共訳ということで、その使用例としては最も適切なケースである。要するに明治元年、二年ごろの福澤は、とりわけ同志意識が強く、特にそれは著述の面にあらわれていると見てよいであろう。そして(4)に見られたように、それまで芝新銭座の塾舎を戦争のさなか三五五両の私金を出して購入し、さらに鉄砲洲にあった古長屋を移築したり（費用四〇〇両）、かなりの資金を投入していたが、この(4)の場合は初めて門下生小幡兄弟の力を借りて二階建塾舎一棟を建設することができた。これはそれまで幕府や藩の庇護の下にあって学塾を経営していた福澤にとって、何ものにも代え難い強力な援軍の到来とみえたことであろう。このことが次に述べる「社中」という意識をより強く認識する切っ掛けとなったのである。

社　中

いままで述べてきた「会社」とか「同社」という用語は、今日では全く使われない言葉となってしまったが、「同社」に代って使われはじめ、さらに独特の意味を持つようになったのがこの「社中」で、この用語が慶應義塾では一般に流通し今日に及んでいるのである。そこで、この「社中」という用語を多くの方面から眺めて、この言葉が漸次意味内容を変えながら、今日でも好んで使われる理由を考えてみたい。

まず例により辞書をひもといてみると、諸橋の大漢和辞典には「社中」は、組合・なかまとあって、謡曲の舞車を出典としている。『日本国語大辞典』（小学館）によると、詩歌・邦楽などの同門、連中とか、組合や結社などの仲間等の意味を挙げ、出典としては謡曲、随筆、滑稽本等が示されている。やはりこの「社中」も漢語としては用いられず、もっぱら国語として特定のジャンルで使われていたようである。そこで、次に今まであげた文献に「社中」がどのように使われているか、また例を挙げて説明してみよう。

『蘭学事始』

(1)且、社中にて、誰いふともなく蘭学といへる新名を首唱し……四九六ページ
(2)他の人もこれを聞伝へ、雷同して社中へも入来りしものもありたり……四九七ページ
(3)未だ弱齢とは申し、社中にても、各、「末頓母敷芳し」とて ……四九八ページ
(4)社中蘭学を興すの最初なれば、……五〇六ページ
(5)此人、江戸へ下りて、聊か社中を誘発せざりしにもあらざらんか……五〇七ページ
(6)在留一年に近く、毎々社中と此業を討論せり……五〇七ページ

参考

(1)一　此会業怠らずして勤たりし中、次第に同臭の人も相加り ……四九六ページ
(2)一　同盟の人々、毎会、右のごとく寄つどゐし事 ……四九九ページ
(3)是、或は江戸にて我社の師友もなくて ……五一四ページ
(4)蘭化の社中に、月池桂川先生、鶚斎杉田先生、淳庵中川先生の徒あり ……大槻玄幹著「蘭学事始附記」天保三年（現代教養文庫版『蘭学事始』）
(5)彼が問に依て柳圃社中数人をあげ ……同右
(6)此学を講ずるも皆権之助の社中より出るとなり ……同右

『蘭学事始』では『ターフェルアナトミア』の翻訳仲間は明らかに同志意識をもって集ったものであるから、

共通の目的をもって結ばれた社の仲間、すなわち「社中」というふうに考えられていたようだ。参考に掲げた「同臭」「同盟」は「会社」もしくは「同社」と同じ用法であろう。大槻玄幹の附記では、「社中」の使用例がより明確になっている。次に慶應義塾の各種文献を調べてみよう。

『芝新銭坐慶應義塾之記』

(1)社中ノ人ハ元来文ヲ事トスルモノナレハ……「規則」

(2)但此掃除ハ外来ノ社中ニテ引受ベシ……同右

(3)一外宿之社中ハ毎月弐朱宛可相納事……「入社規則」「姓名録第一」

(4)社中自ラ此塾ヲ評シテ天下ノ一桃源ト称シ……「中元祝酒之記」

(5)豈唯社中ノ慶ノミナラン……同右

右の(1)にみられる「社中ノ人」というのは仲間の人という意味で、同義語の重複使用に当るが、この種の使用例は「同社ノ士」（前出）というのもあるから、しばしばみられる用法である。そしてこの「社中」は実は福澤の幕末期の著書あるいは覚書・メモ帳に、よく登場する用語であって、『西洋事情』には次のような使用例がある。

参考

(1)学校は政府より建て教師に給料を与へて人を教へしむるものあり、或は平人にて社中を結び学校を建て教授するものあり……『西洋事情』初編、慶應二年『全集』一巻三〇三ページ

(2)病院は（中略）私に建るものは、社中より王公貴人富商大賈に説て寄附を請ひ……同右、三〇五ページ

(3)貧院は（中略）其趣旨を述べ新聞紙に記して周く布告し、世人の此社中に加はらんことを願ふ……同右三〇八ページ

(4)英国に於ては政府より人を教育するの法律を建ることなく、多くは宗門の社中にて学校を設け……同右三七二ページ

またこの『西洋事情』を著わすもとになった文久二年のヨーロッパ巡歴の際に使用した手帳やメモ帳にも「鉄路社中」（『全集』一九巻七〇ページ）「貧院社中」（七一ページ）とか、フランスの鉄路商社の「其社中に加はる」（二

三ページ）といった例が散見する。したがって、この「社中」という用語は「会社」と同様に福澤の翻訳語であって、その用語がたまたま、『蘭学事始』にしばしば使用されていたので、何の抵抗もなく『芝新銭坐慶應義塾之記』に使われたものと思われる。そしてこの「社中」という用語に、みごとな定義づけをしたものが、次に掲げる山口良蔵宛の福澤書簡である。日時は新銭座に移転した直後の、すなわち、「慶應義塾之記」が起草された当時の明治元年閏四月一〇日付である（『全集』一七巻五二ページ）。

依て小生義は当春より新銭座に屋敷を調、小学校を開き、日夜生徒と共に勉強致居候。此塾小なりと雖ども開成所を除くときは江戸第一等なり。然ば則日本第一か。（中略）僕は学校の先生にあらず、生徒は僕の門人にあらず、之を総称して一社中と名け、僕は社頭の職掌相勤、読書は勿論眠食の世話塵芥の始末まで周旋、其餘の社中にも各々其職分あり。

この書簡で福澤は自分は学校の先生でなく、生徒は自分の門人ではないと言って、新しく組織した慶應義塾という社中においてはメンバーはすべて平等であると語り、また社中の職分として、一芸一科の専門に留まらず、広くあらゆる分野の職務をこなすものとして、社中が協力態勢をとっていることを示している。この山口良蔵に宛てた別の書簡（明治二年頃月日未詳、『全集』別巻二〇ページ）には「義塾社中僅に弐百人に足らず」「依て社中同志の人と談じ」「義塾社中一統にて受け可申」という文言が使われており、特に「社中同志の人」という用語は「社中」を仲間あるいは同志とすると、同じ意味が三重にかさねられているように思える。したがってこの「社中」という言葉は、社を結ぶ人や仲間という意味と、結社そのもの、組織体を意味するようになったと理解した方がよさそうである。「会社」や「同社」が使われなくなると、これらに代ってこの「社中」がもっぱら使用されるようになるその下地ができあがっていたと見てよいであろう。その傾向を端的に表わしているのは『明治二年八月慶應義塾新議』である。

(1)此度ハ又社中申合せ汐留奥平侯の屋舗中に明きたる長屋を借用し
(2)社中に入らんとする者ハ芝新銭座慶應義塾へ来り当番の塾長に謀るへし
(3)一義塾読書の順序ハ大畧左の如し
　社中ニ入り先つ西洋のいろはを覚へ

右の(2)、(3)は「社中」を同志・同人とすれば、「社中ニ入リ」はおかしい表現で、「社中となり」と言うべきであろうが、すでに組織体とみているので「社中ニ入リ」となるわけである。そして次に「入社」という表現がでてくることになるが、これについては後に述べることとする。

その他、この時期の福澤書簡に「社中」という用語を使ったものがあり、例えば明治三年八月に牛馬会社の宣伝文として牛乳の功能をうたった書簡（『全集』一七巻一〇一ページ）に牛馬会社のことを「其御社中」と言い、「慶應義塾社中福澤諭吉」と署名しており、また同年一〇月一四日付九鬼隆義宛の書簡（同右）にも、悪性の熱病にかかったがどうにか全快することができた、その間多くの人に世話になったが「所謝は医師と社中の朋友に御座候」と言っている。この福澤の病気の後、低湿地の新銭座をきらって高燥の地を求めて、ついに三田の土地を手に入れることができ、明治四年ここに移った。新銭座の敷地は四〇〇坪だったが三田は一万二〇〇〇坪、三〇倍の発展であった。この三田移転を機とし、慶應義塾の規則類が一層整備され、「社中之約束」が発行されるようになった。

『慶應義塾社中之約束』

三田移転に伴い校地や施設が整備されたため、自然入社する者も増え、従来の規則類では律しきれなくなった

ので、諸規則を整備拡充し小冊子に印刷したのが、この『慶應義塾社中之約束』である。これは明治四年に始まり明治三〇年ごろまで、今日わかっている限りでも一六種類のものが発行されている。内容は前文があって、次に社中の職務分掌、学生・生徒の学則や食堂、入塾等の諸規則類が載せられており、三田移転後の資料としては一番基本になるものである。この「社中之約束」の内容を紹介検討するには、相当の枚数を必要とするので、本稿は特に「社中」の言葉の意味ないしは使用例の抽出程度にとどめ、あとは入・退社のことにふれるだけにして、学則類の調査は稿を改めることにする。しかも本稿は「社中」意識の変遷を追求することを目的としているので、「社中之約束」に言及するのは、ごく限られた年代にしぼることを前以て断っておく。

明治四年版「社中之約束」には慶應義塾の公共性、洋学所の伝統、半学半教、社中協力等を高らかにうたった前文が付いていて、これがもっとも重要な内容を含んでいるので、いささか長文に過ぎるが煩を厭わず引用してみよう。

一、東京三田二丁目慶應義塾ハ、慶應年中、芝新銭座ニ設ケシ塾ヲ移シタルモノナリ。其地面ハ福澤諭吉ノ名ヲ以テ官ニ借リシト雖トモ、私塾ヲ開キ生徒ヲ教ルガ為メニトテ官ヨリ貸渡シ、其建物ハ塾ノ有金并塾ノ名ヲ以テ借リタル金ヲ出シテ買受シモノナレバ、福澤氏ノ私有ニアラス社中公同ノ有ニシテ、法ヲ立テ法ヲ行ハレシムルモノ、其地位ニ居テ其事ヲ執ルノ間、之ヲ管轄スルナリ。故ニ社中ノ人ハ、此塾ヲ三田二丁目ノ学問所ト唱フ可シ。

一、我義塾学問ノ法ハ、博ク洋書ヲ読ミ、或ハ其文ヲ講シテ人ニ伝ヘ、或ハ之ヲ翻訳シテ世ニ示スノミニテ、心ヲ以テ心ニ伝フルノ奥義アルニ非サレバ、人ノ才不才ニ由リ、今日ハ人ニ学フモ明日ハ又却テ其人ニ教ルコトアリ。故ニ師弟ノ分ヲ定メス、教ル者モ学フ者モ、概シテコレヲ社中ト唱フルナリ。

これは三田二丁目の慶應義塾という学問所は、福澤諭吉個人の私有ではなく「社中公同」のものであり、この学問所に入ったものは一身にして教師と生徒を兼ねることがあるので、教師も生徒もこれを社中と総称して、義

塾の伝統的教授法である半学半教の方法を実施する、というものである。以下「社中」の構成員である教授方や行政事務を行う執事の職務についての説明が続いている。この中で「入社ノ規則」の第十二条にいささか変った表現が出てくる。「内外社中ノ姓名身分ヲ取調、官ノ法令ニ従ヒ、其筋ヘ届ク可シ」とあるのが、それである。この条文の前条（十一条）に「通学ノ生徒」が無断欠席一カ月にわたるときは「社ヲ去リシ者ト視做シテ社中ノ名籍ヲ除ク」とあるから、通学生で除籍されたものを「外社中」とよんだとも考えられるが、しかし除籍した者の姓名身分を官に報告するのは、いささか大仰なので、ここはやはり内塾生・通学生と解すべきであろう。

明治五年版の「社中之約束」は四年版に多少手を加えて、現実に則したものに変更しているが、そのなかで特に前文に次の一箇条が加わっている。

一翻訳書ヲ上木スルモノ慶應義塾同社等ノ文字ヲ記サントスルトキハ、必ス其草稿ヲ執事一見ノ上差支ナキモノハ之ヲ許ス。若シ然ラズシテ私ニ此文字ヲ用ルモノアラバ、社中ニテモ社外ニテモ談ジテコレヲ削ラシム可シ。

「慶應義塾同社」という名称を冠した使用例は福澤の著訳書にはあったが、門下生の著訳書には見当らない。これは右のような厳しい条件がつけられていたためであろう。

このように明治四年版・五年版の「社中之約束」は非常に特色のある内容であったが、六年版からは米人カロザスの進言により、カリキュラムが大幅に変更され、学校内の行政事務も系統だってきたためであろうか、「社中之約束」が事務的な内容に徹してしまい、面白味の薄いものになってしまった。

一入社ノ法ニ従ヒ入社スル者概シテ之ヲ社中ト唱フ
一社中ヲ区分シテ四類ト為ス
一社中ヲ支配スル者ヲ支配人ト名ク

一社中ノ諸務ヲ司ル者ヲ執事ト名ク
一社中教ル者ヲ教員ト名ク
一社中学フ者ヲ生徒ト名ク（以下略）

この六年版「社中之約束」の冒頭にある「社中」の規定は、その後多少字句の変更はあるが、明治三〇年ごろまでその大筋は変っていない。そこで次に「社中」になる唯一の条件である「入社ノ法」について述べてみよう。

入　社

はじめは会社もしくは同社に入ることを「入社」といい、やがてその社中に入ることを「入社」とよぶようになったが、そのもっとも早い「入社規則」は、『芝新銭坐慶應義塾之記』に掲載されているもので、これと全く同文のものが「姓名録　第一」に「定」として載せられていることは、すでに述べた通りである。この第一条に「会社ニ入ル者ハ其式トシテ金壱両可相納事」とあって、洋学に従事せんと欲するものは士民を問わず、その意思さえあれば、会社に入る資格を持っていた。そしてその意思表示のあらわれ、一種のけじめとして入社金を一両納入することが義務づけられている。この「入社規則」は明治二年版の『芝新銭坐慶應義塾之記』では全文削除されており、代って『明治二年八月慶應義塾新議』に

一入社の式ハ金三両を払ふべし
一社中ニ入らんとする者ハ芝新銭座慶應義塾へ来り当番の塾長に謀るへし

とあって、入社金は一年で一挙に三倍の値上げとなっている。この入社金の創設と三両（円）の納入に関して、後年福澤はみずから起草した慶應義塾二十五年史ともいうべき「慶應義塾紀事」（明治十六年四月二十四日起草）の

中で、次のように述べている（『百年史』付録二四〇ページ）

束脩トハ師弟一個人ノ間ニ行ハル可キ礼式ナレトモ今ヤ衆教員ニシテ教ル者ハ皆師ニシテ学ブ者ハ皆弟子ナリ或ハ塾中今日ノ弟子ニシテ明日同塾ノ師タルコトモアラン束脩ノ名義甚タ不適当ナレバ改メテ之ヲ入社金ト名ケ其金額ヲ規則ニ明記シテ之ヲ納ルニ熨斗水引ヲ要セズトテ生徒入社ノ時ニハ必ス金三円ヲ払ハシムルコトニ定メタリ当時世間ニ例モナキコトニシテ且三円ノ金ハ甚タ多キニ似タレトモ一ハ以テ軽躁書生ノ漫ニ入来スルヲ防キ一ハ以テ塾費ニ充ントスルノ趣旨ナリキ

入社の手続は塾舎が三田に移転すると一段と整備され、『慶應義塾社中之約束』の条文に明示されることになる。以下「社中之約束」の各版で、「入社ノ規則」がどのように変って行くか、資料を追いながら説明して行く。

明治四年版「社中之約束」

い　入社ノ規則

第一条　入社ノ定日ハ其時ニ従ヒ塾監局ヨリ報告ス可シ

第二条　地方官ノ印章ナキモノハ入社ヲ許サス印章ヲ押ス可キ系紙（野）并案文ハ入社申込ノ時塾監局ヨリコレヲ渡ス

第三条　入社金三両入社ノ時会計局ヘ納ムベキナリ

第四条　（受教ノ月金ノ項、省略）

第五条　社ニ入ラントスル者アレバ塾中教授ノ員ニテ本人ノ身分ヲ証シ塾監局ノ許可ヲ得テ入社スベシコレヲ教授方ノ推挙ト名ケ推挙ノ数ハ教授方ノ席ニ由テ同シカラズ其割合左ノ如シ但シ此ノ割合ハ現今定ル所ナレトモ後日ニイタリ時宜従テ増減スルコトモアルベシ

一番教授方　一ケ年ノ間　二十人ヲ推挙スベシ

二番教授方　一ケ年ノ間　十五人ヲ推挙スベシ

三番教授方　一ケ年ノ間　十人ヲ推挙スベシ

四番教授方　一ケ年ノ間　五人ヲ推挙スベシ

教授ノ員ニ非ラスシテ執事タル者ハ一番教授方ノ半ニ当リ一ケ年ノ間ニ十人ヲ推挙ス可シ

第六条　従来此ノ社中ノ執事及ヒ教授方ニ縁起ナキ府藩県ノ人ニテ入社セントスル者アルモ前条ノ法ニ従ヘハ入社ノ道ナキガ故ニ此ノ類ノ者アルトキハ執事一同相談ノ上入札ヲ以例外ニ其入社ヲ許スコトモアルベシ

第七条　生徒ヲ推挙セシ教授方自カラ社ヲ去ルコトアルトキハ生徒ト共ニ去ル可キナリ或ハ執事相談ノ上生徒ノミヲ留ルコトモアル可シ

第八条　十六歳以下十二歳以上ノ童子モ入社推挙ノ法大人ニ異ナラスト雖トモ其類ヲ限ラス教授方一般ニテ推挙スベキナリ

明治四年の入社規則は、今日のような入学手続（試験合格・学費納入等）を通例とする社会通念からみれば、全く驚くべき入学手順と言えるであろう。まず第二条にみられる地方官の印章というのは、明治三年一二月二四日太政官布告をもって私塾の開設は地方官の許可を必要とし、また入学の生徒は地方官の身許を証明する添書を要することとなったので、その規定に基づいて押捺される地方官の証明印という意味である。

諸技芸師家私塾相開候向キ生徒入塾ノ節身元取糺シ地方官添書無之者入塾差許候儀不相成候事

但塾生増減明細書記シ月末地方官へ可届出候事

（『太政官日誌』第六十六号、明治三年十二月二十四日）

現在慶應義塾には、この地方官の発した身許証明書や義塾の作製した条文が相当数保存されている（写真参照）。そして何より驚かされるのは、入社はすべて社中の教授方もしくは執事の「推挙」によっているということである。しかもかれらは、年間何名と定められた人数を「推挙」しなければならず、全く社中に縁故のないものは、執事の投票によって入社を許されることもあるという。四年前の「慶應義塾之記」においては、洋学を講究したいものは「士民ヲ問ハズ苟モ志アルモノヲシテ来学セシメンヲ欲スルナリ」と唱い、入社金一両の納入を義務づ

臼杵藩士族荘田元命忰
荘田平五郎
二十五歳
明治四年二月十八日入社
明細書
○三田町慶應義塾
右之者此度慶應義塾
被入社申渡候
明治辛未
二月十八日
臼杵藩

大分県臼杵出身の荘田平五郎が，明治４年２月18日入社したことを承諾した臼杵藩の身許証明書。荘田はのち三菱会社に入り，その重役となった。

斗南藩士族
高峰秀夫
十八歳
宮城県北張田斗南藩邸
明治四年七月八日入社
明細書
○三田町慶應義塾
右之者此度慶應義塾
被入社申渡候
明治四年辛未
七月八日
斗南藩

会津若松から東北の斗南に移された斗南藩士の高峰秀夫が明治４年７月８日に入社したことを承諾したもの。高峰はのち教育界に身を投じ，師範教育の重鎮となった。

柏崎県出身の長沢矢一郎が，明治４年４月23日に入社したことを承諾した柏崎県の身許証明書。

洋学修行のため慶應義塾へ入社していることを柏崎県が承諾したもの。明治５年３月27日付。

けたが、翌年には入社金が三倍となり、四年後にはすべての入社生は教職員の推挙者に限られるということになった。このことは建学の精神から遠くはなれていると言わざるをえないであろう。しかも一旦入社が認められても、その生徒を推挙した教授方が慶應義塾を去るときは、生徒も教授方と共に去るべきであるというのは如何なる教育理念に基づいているものか、全く理解に苦しむ。ちなみに「姓名録　第三」（明治四年四月十二日より五年二月二十八日まで三六三名）を調べてみても、罫紙の最終項目には「入塾證人ノ姓名印」とあって、入社証人のそれではない。それでも四、五月ごろは小谷忍・四屋純三郎・草郷清四郎・福澤諭吉・小幡篤次郎等義塾教員の姓名が入塾証人として挙げられているが、それも六月ごろには上山藩大属某とか金沢藩大属某とかの姓名が記入されるようになり、七月一四日の廃藩置県以後は、○○県大参事・大属等の姓名が書き込まれている。したがって、「姓名録」で見る限りでは、入社生の推挙者が誰であるかは見極めがたい。まして推挙者が慶應義塾を退いたため、どの生徒が共に退いたかは全く不明である。推察するに、この教職員による「推挙」入学ということは、実際に行なわれ難く、しかも世評もあまり芳しくなかったのではあるまいか、翌五年の「社中之約束」からはこの項目は大幅に改められている。

明治五年版「社中之約束」

㋩　入社ノ規則

第一条　毎月第一第二第三ノ金曜日ヲ入社ノ定日トス

第二条　入社金三円入社ノ時会計局ヘ納ム可キナリ

第三条　（受教ノ月金ノ項、省略）

第四条　社ニ入ラントスル者アレバ塾中執事及教授ノ員ニテ本人ノ身分ヲ証シ塾監局ノ許可ヲ得テ入社スベシ

第五条　従来此社中ノ執事及教授方ニ縁故ナキ府県ノ人ニテ入社セントスル者アルモ前条ノ法ニ従ヘハ入社ノ路ナキガ故

ニ此類ノ者アルトキハ正シキ証人ヲ立テ其者ヨリ申込ミ執事一同ノ許可ヲ得テ入社スベシ但シ証人ハ士農工商ヲ問ハズ身元正シク本人ニ事故アルトキハ毎ニ執事ノ掛合ヲ請合フベキ者ヲ要ス証書案文ハ入社申込ノトキ塾監局ヨリ之ヲ渡スベシ

第六条　生徒ノ身分ヲ証セシ教授方自カラ社ヲ去ルコトアルトキハ生徒ト共ニ去ル可キナリ或ハ執事相談ノ上生徒ノミヲ留ルコトモアル可シ

この明治五年の分では、「推挙」の項が全面的に削除されているが、やはり執事や教授の員の身分保証ということが入社の前提となっていることには変りはない。これのないものは証人を立てて申込むことになる。しかし身分保証者が社中を退いたときの生徒の処置は、前年と変っていない。ところが明治六年のものでは、ガラリと様相が変っている。

明治六年版「社中之約束」

一入社ノ法ニ従ヒ入社スル者概シテ之ヲ社中ト唱フ

（中略）

○社中ノ規則

○入社退社ノ事

一毎金曜日ヲ入社ノ定日トス但シ月始メ二日月末三日ヲ除ク

一入社金三円入社ノ時塾監局ヘ納ムヘシ

一社ニ入ラントスル者ハ其父兄ヲ以テ入社ノ証人ト為ス歟或ハ父兄ナキ者ナレハ別ニ身元慥ナル者ヲ撰テ証人ト為シ本人ノ身上ニ事故アル時ハ毎ニ執事ノ掛合ヲ請合フヘキ旨ヲ塾監局ヘ申込ミ局ノ許可ヲ得テ入社ス可シ但シ証書案文及用紙ハ塾監局ヨリ渡スベシ

一何等ノ事故ヲ問ハス生徒全三ケ月ノ間講堂ニ出席セザル者ハ社中ノ名籍ヲ除ク

一退社ノ生徒更ニ来学ヲ欲スル者ハ三条ノ法ニ従フベシ但シ入社金ハ納ルニ及バズ

この規定によって、入社希望者は父兄等の保証人をたて申込み、許可されれば入社金三円を納入すればすべての手続を完了するという、大変簡便で能率的な手続になってしまった。これ以後はこの形式が踏襲され、保証人の資格や身元引請書の形式が変化する程度で、さしたる変更はみられない。ただ入社に際し学科試験を課し、その成績により適当の学級へ編入するとの文言が現われるのは、明治一九年からである。

明治一九年五月改正「社中之約束」

。入社退学ノ規則

一入社スル者ハ東京横浜住居ニテ本人ノ身上ニ事故アルトキ毎ニ執事ノ掛合ヲ請合フベキ者ヲ証人トナシ塾監局ノ許可ヲ得テ入社スベシ但シ証書案文ハ巻末ニ之ヲ記ス（省略する）

一入社ノ時入社金三円ヲ塾監局ヘ納ムヘシ但シ縦ヒ直ニ退学スルモコレヲ返サヾルモノトス

一入社セントスルモノハ学業ノ履歴書ヲ認メ之ヲ塾監局ニサシ出スベシ試験ノ上適当ノ級ヘ編入スベシ但シ未ダ全ク英字ヲ知ラザルモノハ科外ニ編入スルガ故ニ履歴書ヲ出シ試験ヲ受クルニ及バズ

一生徒暫ク中絶スルカ或ハ退学スル時ハ必ス証人ヨリ其趣ヲ認タル証書ヲ塾監局ヘ差出スベシ

一欠席全三箇月ニ及フトキハ其事故ニ拘ハラス之ヲ退学ノ者ト視做ス可シ

一退学ノ生徒更ニ来学スル者ハ都ベテ入社ノ規則ニ従フヘシ但シ入社金ハ納ムルニ及ハス

ここでふれられている試験は編入のための試験であり、一定の学力以上のものを選抜するという趣旨の試験でないことは明白である。この「社中之約束」の中で「入学試験」という文言があらわれるのは、明治二九年九月以降のものである。

以上、「社中」という用語をはじめ、それに関連して「入社」とそれに付随する「退社（学）」のことを、主に

「社中之約束」の中から使用例を抽出してみたのであるが、「社中」という用語がもはや仲間や連中という意味だけではなく、その仲間同志が組織する慶應義塾そのものの意味にも使われていることがわかったであろう。

次に福澤個人が「社中」という言葉をどのように使っているか、特徴的なものを少し挙げてみよう。

明治五年一一月、慶應義塾が東京府に提出した「私学明細表」には教授社中の経歴がしるされており、その福澤諭吉の項には幕末の蘭学修業からの学歴をしるし「其後明治元年戊辰三月社を結び今の慶應義塾の社中と為る」（『百年史』上巻三六九ページ）と言っている。また『学問のすゝめ』五編（『全集』三巻五七ページ）には「明治七年一月一日の詞」を掲げ、「我輩今日慶應義塾に在て明治七年一月一日に逢へり。此年号は我国独立の年号なり、此塾は我社中独立の塾なり。独立の塾に居て独立の新年に逢ふを得るは亦悦ばしからずや」の述べて、何者の援助をうけないこの慶應義塾を高く評価している。しかし、慶應義塾も創立して一五、六年も経つと、内外の情勢の影響をうけ、徐々にそれへの対応をせまられるようになる。その大きなものは政府の私学に対する圧迫（たとえば徴兵制度の改革）、そして士族解体の政策などである。乏しい資金をやり繰りしながら続けられてきた慶應義塾の経営は、ようやく曲り角に近づいていた。それを察知した福澤は明治九年からその対策を練った。

維持社中

慶應義塾の維持経営は明治元年の芝新銭座への移転以後、同志意識を鞏固にして洋学の研究教育に徹したため、入社生がいちぢるしく増加して、経済的にも多少余裕ができてきた。そして明治四年に三田へ移ってからは、経営状態は順調に推移したが、しかし世情の傾向は物価騰貴に向っており、もとより一個の私塾として豊富な基金が用意されているわけでもなく、義塾内部では冗費の節約、社中協力の態勢を強化して経済的困難を乗り切って

いた。その具体的な例が「半学半教」である。これは先進生が後進生を教えることによって、義塾の財政の不足を補い、かつ先進生の生活費を援ける意味があり、これはみごとな協力態勢であった。それをはっきり打出したのが、明治九年三月の「慶應義塾改革の議案」（『全集』一九巻三九一ページ）である。

この文章は「我慶應義塾教育の本旨は、人の上に立て人を治るの道を学ぶに非ず、又人の下に立て人に治められるゝの道を学ぶに非ず」という格調高い文言で始まることでよく知られているが、ここでの主題は、教師たるものは「半学半教」によって学費を得るのはあくまでも方便であって、教師の職分は学問研究が主であり、教育指導は従である。そこで教師の教育に費す時間を少なくし、研究の時間をふやすため、日常の行政事務は福澤はじめ年長の教員数名が多くの職掌を一身で兼ねて、社中協力の態勢を維持しようとしたものである。

しかし、この「改革の議案」が実質的効果をあらわす前に、突如九州の一角で西南戦争が勃発し、九州出身者の多い慶應義塾の入社生中には、続々と退社して帰省するものがあらわれた。またこの戦争に基づくインフレーションも社会的に大きな影響を与え、慶應義塾の経営は一層きびしい状況においこまれていった。そこで福澤は明治一一年四月ごろから大久保一翁や勝安芳を訪問して徳川家からの資金援助を依頼したり、その年の暮から一二年四月ごろにかけて政府筋に維持資金の借用を申出たが成功しなかった。この期間中、明治一二年一月二五日に開かれた慶應義塾新年発会式に臨んでおこなった福澤の演説は、安政五年の創立から二二年経った慶應義塾の経歴をのべたものであるが、これは幕末維新の混乱期に「此時に当て旧幕府の旧物は既に廃して、新政府の新令は未だ行はれず、大学未だ立たず、文部未だ設けず、恰も文物暗黒の世なりしかども、我社中は誓て日本文学の命脈をして一日も断絶せしむるなからんを期し」（「福澤文集二編」『全集』四巻五三四ページ）て、五月一五日上野で彰義隊と政府軍の戦いがあったときも、定例の時間割に基づき従容として課業を続けた故事を説明しつつ、最後

に次のような文章でしめくくっている。政府筋の高官を歴訪して、慶應義塾への資金融資を依頼している真最中のときだけに、その発言は胸をうつものがある。

末文に尚一言することあり。抑も我慶應義塾の今日に至りし由縁は、時運の然らしむるものとは雖ども、之を要するに社中の協力と云はざるを得ず。其協力とは何ぞや。相助ることなり。創立以来の沿革を見るに、社中恰も骨肉の兄弟の如くにして、互に義塾の名を保護し、或は労力を以て助るあり、或は金を以て助るあり、或は時間を以て助け、或は注意を以て助け、命令する者なくして全体の挙動を一にし、奨励する者なくして衆員の喜憂を共にし、一種特別の気風あればこそ今日までを維持したることなれ。

力のあるものは力を出し、金のあるものは金を出す、しかも誰に命令されることもないというのが、「社中の協力」であったという。しかし、このような情に訴えた演説だけでは事態は好転せず、明治一三年九、一〇月ごろは、ついに福澤は慶應義塾を廃止してもよいと小幡篤次郎に相談していた（明治十三年十月二十四日付、浜野定四郎宛福澤書簡『全集』一七巻四一八ページ）。それ以前、義塾の窮状を見るに見兼ねた「半学半教」の教員たちは、自分たちの給料を一挙に三分の一に減じたり、学校の経営を二、三の教員に請負わせるという非常手段を講じていたが、これも焼石に水の状態であった。そこで社中の小幡篤次郎・浜野定四郎（当時塾長）らは慶應義塾としては初めての経験ではあるが、維持資金の募集を社中に問うことにした。しかし同志意識を重んじる福澤にとって、縁もゆかりもない他人に借金を申込むということは、「会社」や「社中」という言葉を創出してこれを普及させようとした手前、これでは恥も外聞もなく他人にすがるように受とられると案じたのであろう、かれは前掲の浜野宛書簡の中で、次のようなことを言っている。

何等の事情あるも縁もなく志もなき他人え向て金を募る抔は以ての事外なり。仮令或は旧社中の名ある者にても、本塾の精神と相投ぜざる者なれば之を他人視せざるを得ず。決して此輩に向て求めざるのみならず、彼れより来るも我より之を

拒絶すべし。小生の死後ならば格別、苟も生前に膝を屈して他人に金の無心出来不申、幸にして生来人に屈したることなき此膝を、此度に限り金の為に屈する事は出来不申、唯今節を屈して人に四、五万円の金を貰ふは、塾の所有を売却して四、五万円を人に配分するの愉快に若かず。

募金の対象をどこにおくか、当然旧社中のものに協力を仰ぐことになるであろうが、義塾の精神に相容れない人物の援助など、向うから申込んできても、こちらで断ってしまえと、かなりきびしいことを言っている。これは実は福澤の胸の中に旧社中でありながら義塾の外にあって、自分の経営する雑誌に福澤を中傷するような記事を書いて、世間の注目を浴びようとしていた人物（例えば林正明のごとき）の存在が気になっていたものであろう。しかも、出来ない相談の、七重の膝を八重に折ってまでして大名家の財産管理人（例えば勝安芳のごとき）に資金援助を申し出ても、かれらからは福澤の塾だから福澤が裸になるまで資金を使い果したならば考えてみよう、というような冷たい返答を聞かされた後であるから、今回の資金募集には、福澤の名目を削除し、同志結社たる慶應義塾が主体であることをはっきり示すことに努めたようである。

明治一三年（一八八〇）一一月二三日付で発表された「慶應義塾維持法案」は、右のような経緯で起草されたものであるが、その内容の要点を述べれば、開塾以来二〇余年間この塾を維持できたのは㈠教員の給料がきわめて低額であったこと、㈡人員を整理し、一人で何役も兼ねて冗費を節約し、㈢社中で経済的余裕のあるものが応分の援助をするという三箇条が行われてきたからであり、これすなわち「法を以てす可らず、情を以て成る」ものであった。しかし世情の変化は義塾の財政を厳しい状況に追込んでしまったので、今回七万円の資金を募集（即金あるいは五ヶ年賦）するというもので、その発起人には小幡篤次郎・阿部泰蔵・浜野定四郎・荘田平五郎・松山棟庵・小泉信吉・中上川彦次郎ら七名の氏名があげられていて、福澤諭吉の名前は省かれている。

この募集の成果はどうであったかと言うと、明治二〇年二月現在で申込人は約一三〇名、申込金額は四八、二〇五円、そのうち払込金額はわずかに二一、九九四円で、予定額を大幅に下廻っているが、一四年以降予期以上に入社生が増えたので会計に余裕が出るようになった（『百年史』上巻七七五ページ）。

この資金の公募は義塾開闢以来のことであったので、資金の管理や運営につき従来にも増して十分な監督が必要となったため、翌一四年一月二三日に「慶應義塾仮憲法」が決定された。その条文中に新しく「維持社中」という項目が設けられた。

慶應義塾仮憲法（抄）

一、慶應義塾維持の為めに醵金せし者は、慶應義塾維持社中と称す。

一、維持社中の投票を以て、維持社中より二十一名を選挙し、之を慶應義塾理事委員とし、本塾の学事会計一切の事務処弁を嘱托す。

一、理事委員の投票を以て、其員中より慶應義塾社頭一名を選挙し、理事委員の長とす。

一、理事委員の協議を以て、現任教員中より一名を選び、之を慶應義塾塾長とす。

一、維持社中より醵集したる金員は、塾費の欠額を補充し、其余金は安全なる増殖の方法を求め、以て慶應義塾の資金と為す可し。

維持資金の應募者が「維持社中」と新たに呼ばれるようになったのは、募金の対象が旧社中およびその保護者等に限らず、福澤と縁故のあるもの、例えば長沼村総代の小川武平・小川甚五郎とか、豊橋出身の富豪で、横浜正金銀行の頭取中村道太などに及んでいることと、旧社中の全員がこれに応じていないことによっている。

右の仮憲法の規定に基づき二一名の理事委員が選ばれ（この中には義塾の出身でない中村道太が含まれている）、理事委員の投票あるいは協議により、慶應義塾社頭と同塾長が決まり、福澤諭吉と浜野定四郎が選出された。これ

は従来慶應義塾経営の実質的な主体は社頭福澤諭吉であったが、これ以後福澤の手をはなれて、二一名の理事委員の手にゆだねられたことを意味している。ところで、一切の「事務処弁」を委嘱された理事委員はその後どのような活動をしたであろうか。この委員の会合の記録等は散逸して残されていないので、残念ながら全く不明である。ただ任期は一年であるが連期重任が認められていたので、明治二〇年（一八八七）に維持資金の決算報告を行うまで、ほとんどの委員は重任しており、その間の交代はわずか三名にすぎないという（『百年史』上巻七七〇ページ）。ところで、このように慶應義塾経営の主体に変更がみられたことを、「社中之約束」はどのように表現しているかというと、これが不思議なことに、全く変化がないのである。もっとも慶應義塾のいわゆる役員の異動に関して、古記録や「五十年史」等の資料で見る内容と、「社中之約束」に規定するものと、一致するものはむしろ少なく、古くからよびならわしている社頭とか塾長という名称ですら、「社中之約束」での初出は非常に遅い。社頭はすでに引用した慶應四年四月十日付の山口良蔵宛福澤書簡にみられたが、「社中之約束」では明治六年になってようやく現われ、塾長は明治二年八月の「慶應義塾新議」にみられるのに、「社中之約束」ではなんと明治二九年まで見られないのである。「社中之約束」に規定する役員構成は、慣例として行なわれている実情と一致しない部分が非常に多いので、この問題も稿を改めて説明することにしたい。

塾　員

仮憲法にみられた「維持社中」という名称は、その後多く使用された形跡がない。というのは、維持資金を醵出したものを特に「維持社中」と称えてみても、現実には慶應義塾の現社中もしくは旧社中が大部分を占めているので、あえてその中で慶應義塾社中と維持社中とを峻別しても、あまり意味のないことであったからであろう。

ところで慶應義塾は創設以来三〇余年、もっぱら洋学を教授して多くの人材を世に送っていたのであるが、政府により明治一〇年東京大学が設けられ、一九年にいたって帝国大学にこれが発展して高等専門教育が本格的に開始されると、義塾でも専門課程創設の気運がたかまり、二二年（一八八九）一月、大学設立のために「慶應義塾資本金」を募集することになった。これに呼応して運営面での整備拡充が必要となり、同年八月「慶應義塾仮憲法」に代るものとして「慶應義塾規約」が制定された。この規約の第三条において「慶應義塾卒業生と、社頭の特撰せる者とを以て、慶應義塾々員とす」と規定し、この塾員が投票により二〇名の評議員を選挙し（第五条）、評議員会が学事会計および庶務の重要事件を決定する最高議決機関となった（第六条）。この「塾員」の規定は多少字句の変更はあるが、基本的には今日までその大綱は変っていない。

以上、明治元年からもっぱら使われるようになった「会社」「同社」そして「社中」という言葉の出典や使用例を挙げながら、明治初期の同志意識によって結ばれた組織体・慶應義塾の性格を説明したのであるが、どのように規定したり定義づけをしても、使用されてゆくうちにこの三種の用語は次第に混同されてしまい、そのうち「社中」という言葉がもっとも使われるようになった。そしてその「社中」も資金募集を始めることにより一旦性格を変えたように見えたが、やはりその新しい「維持社中」という用語も流通せず、「社中」はそのまま今日まで使われている。しかしその内容は、はじめ慶應義塾に入社したものをさすのが一般的な使用例であったが、やがて義塾を去ったものをも含み、今日では学生・生徒・教職員および卒業生たる塾員を含む大きな組織体を社中と総称しているようである。本年（一九八四）一月一〇日、三田において開催された第一四九回福澤誕生記念会における石川塾長の年頭の挨拶を引用して本稿をしめくくることにする。

本日、社中の皆様と共に、第一四九回福澤先生のお誕生日と、一九八四年の新春のお祝いを申し上げると同時に、一言

ご挨拶を申し上げたいと存じます。

昨年は皆様もよくご承知のように、慶應義塾にとりまして、まことに記念すべき年でありました。安政五年福澤先生が築地鉄砲洲の奥平藩中屋敷に蘭学塾を開かれてから、一二五年に当たる年であったわけであります。我々慶應義塾社中にとりましては、慶應義塾建学の精神に思いをいたし、過去を思い、将来の発展を展望する年であったわけであります。（中略）

私どもはそういう考え方から、社中の総意として、様々な記念行事、記念事業並びにそれを裏付ける募金を行ったのであります。（中略）

こういった記念行事、記念事業、並びに募金の過程を見て感じますことは、いかに慶應義塾の歴史が深みを持っているかということであります。いま少し具体的に申し上げれば、その深みを表わすものの第一は、申すまでもなく慶應義塾社中の結束、連帯と、慶應義塾に対する献身であります。このことがあって慶應義塾は、はじめて一二五年の歴史を閲することが出来たのでありますが、今回におきましても、その力が十分に発揮されているということを、思わざるをえないのであります。

また、いま一つは、この一二五年の長きにわたって、慶應義塾が培ってきた社会からの信頼であります。慶應義塾が培ってきた社会からの信頼と好意は、すこぶる貴重なものであります。私はこの募金に当たって、そのことがいかに大きな役割を果たしたかということを、しみじみと感ぜざるをえないのであります。私はこの年頭に当たりまして、本日ここにご参集いただいている慶應義塾社中の方々に対して、心から御礼を申し上げたいと思うのであります。（『三田評論』八四四号、一九八四年二月刊）

〔付記〕本稿は昭和五二年から続けられていた慶大名誉教授中山一義氏の主宰する共同研究「慶應義塾溯原」の一部をなすものであり、筆者はその内『慶應義塾社中之約束』を担当して研究してきた。このテーマは福澤研究センターの中森東洋氏の大学院修士課程終了時の論文題目であったので中森氏の蒐集整理した資料を利用することによって、はじめて研究に着手するこ

とができた。ここに感謝の意を表するものである。また中山先生の督促にもかかわらず成稿がおくれたことを深くお詫びする次第である。「社中之約束」は未だ多くの問題点を含んでいるので、いずれ稿を改めて御高評を仰ぐつもりである。なお、本稿の内容と一部重複するテーマで講演したことがあるので、最後にしるしておく。㈠「慶應義塾の社中協力ということについて」昭和五三年一月一八日(木)、慶應義塾高等学校生徒会の役員に対して、同校第三会議室にて。㈡「社中について」昭和五八年一月二七日、慶應倶楽部における講演、交詢社にて。

(一九八四・一〇・三一誌)